

特集『子どもの権利
条約』と新潟県の教育

親の教育権と市民的協同

—新しい協同の幾重にも
重なった関係づくりを—

牧
柾
名



本稿は、講座『子どもの人権を考える』

(於新潟市美術館)一九九〇・六・二三(

二四)における牧柾名先生(前東京大学教授)の講義の一部を、当日の録音とメモをもとに、編集部が要約したものです。

いわくですね。私が会ったある小学生が「学校には物差しが（良いか悪いかを測る）一つしかない」と私は思う」と言っていましたが、多分当たっているでしょう。

非常に単純化してですが、学校はある種求められる原理のマイナス的原理というのを四つ持つて原理の転換

いると、私は考えています。

一つは「できる原理」＝「能力主義」原理です。できるかできないか、点数が高いか低いか、かけっこが速いか遅いか——速い方がいいわけで、遅い方は悪

原理です。間違えることを許さない、甘えることを許さない、異なった行動を許さないということですね。「個性尊重」とか「多様性」とかいいながら、実は一つの方向へ沿々と流れこんでいくことが期待されている、としか言い様のない原理です。

三つ目は「みえる原理」＝「画一的・形式的」原



そこで、もしもこうした原理が現実に機能しているとすれば、それを違った原理に転換させる、その責任が親の側にも教職員の側にもあるのではないかと思ひます。例えば「できる原理」ということで言いますと、できないよりはできる方がいいでしようけど、しかしその前に、どんな子どもでも「わたしここにいる、先生こっち向いて!」といつていることを忘れてはならない。

そのことをきちんと基礎に据えて、親の教育権行使の課題

理です。これは前者と関係がありますが、きちんと整列しているかどうか、数学の平均点が何点上がったか、教室が見た目よく整っているかどうか、みんなが制服をきちんと着ているか、そういう「みてくれ」だけで判断しようという原理です。

四つ目は「ふるいにかける原理」＝「選別」原理です。これは、縦一列に子どもたちを並べていく原理ですから、尻尾の方に並んだ者は、もしかしたら、いない方がいいと思われる人になってしまったりするかもしれません。

そこで、もしもこうした原理が現実に機能しているとすれば、それを違った原理に転換させる、その責任が親の側にも教職員の側にもあるのではないかと思ひます。例えば「できる原理」ということで言いますと、できないよりはできる方がいいでしようけど、しかし

「できる」ということを位置付けなければならないと思うのです。「しばる原理」ということでいいましても、よく「間違えながら発達する」なんて格好いいことをいうんですけれども、現実の学校はそうなってはいませんね。やはり、選びながら、あるいは間違えながらも、つまづきながらも、ら旋状的にどんどん伸びていくという、そういう原理に立ち返る必要があるんだと思います。「みえる原理」＝形式主義ということでも、「見えない」ところで何が起こっているのかということ——形は整ったんだけれども、だんだん心は貧しくなっていつて、子どもの悩みはだんだん深くなっていくということであれば、制服をきちんと着て、数学の点数は上がったんだけれども、しかし人間としては貧しくなったということになるのかもしれませんね。ですから、そういう原理の転換が求められなければならない、というふうに思っています。

昔はもつと不幸だったと言つた方がよいのかもしれないですが、家が貧乏だから悔しいけど上の学校へ行けない、女だから大学には行けないと、しかしそれは自分のせいではなかった。今は「あなたが勉強しないからこうなるんでしょう」というふうに、すべて自分のせいにさせられますから、子どもは立つ瀬がありません。つまり、企業も地域も学校も家庭も、「能力主義」原理・「点数」原理・「序列」原理という同じ原理で貫かれているわけです。それは可笑しいと、それぞれの家庭が、あるいはそれぞれの地域の共同的な関係が、物事をひっくり返しにして捉え直すということが、今、必要だらうというふうに思います。これが第一点です。

二点目は親と子の家族関係ですが、親の思うように育つ子どもがいたらむしろ可笑しいんで、共感することもあるし、反発することもあるし、いろいろないまぜになつているのが現実ですよね。ただ、私自身だめな親の一人として考えますに、家族生活というものは企業の論理とは違う、学校の論理とは違う、家で違うんだなということを子どもたちも感じて、親自身も、それは嫌なことも沢山ありますけれども、子どもと暮らすのが楽しいというのがだいじなことだと思ひます。子どもは、親がほんとうに楽しいかどうかってことはすぐに分かります。私なんかたいへん我が儘な親でしたから、ほんとうは子どもと遊んであげなくっちゃならないなあと思って、ある使命感ですね、キャッチボールやろうかなんて言いましても、すぐ見抜かれちゃいます。まあ、いいよ、きょうは疲れてんだろ。子どもの方が気遣ってる、これはだめなんです。やっぱり遊ぶときは、ほんとうに子どもと遊ぶのが楽しい、家族とどつかへ行くことが楽しいということでなければならない。「家族サービス」なんて言葉はけしからんですよね。一緒に楽しむということでなければなりません。

三点目は、どんな子どもでも、小さい子どもであれば「役に立ちたい」と思つてゐるし、大きくなれば「自分の値打ちをどこかで認めてもらいたい」と思つてゐるということです。

お勝手仕事をしているお母さんを見て、わたしも包丁使ってトントントンとやってみたい——最近は鉄ですか、鍛じやあんまりバッとはしないんですが、まあ、やってみたまうと思うでしよう。そういうときに、あんたがやると、私がまたやり直さなくちゃいけないからテレビでも見てらっしゃい、なんて言わないで、やってもらう。お夕飯のときにお父さんも、何かちよつと変な格好したジャガイモがころころ入つてゐるカレー

だなと思つても、「うわあ、これはおいしい。こんなおいしいのは食べたことない」って、ウンでもなんでも……。こういうのは嘘とは言わないんですから。そうすると子どもは、すごく嬉しいと思うんですね。小さい子がパンツを自分ではけるようになる、あれだってすばらしいことですよね。「ボクだってできるぞ」って。いままではかせてもらっていたのが、こんどは自分でできる。パンツがはけるってことで、ボクは家族の役に立っているってことです。

家には家の論理があるということがそこでも言えることなんで、親の関心が学校での点数だけで、結局「人と比較して、俺がどのくらいの位置にいるか」ってことだけにしか、うちの母ちゃんは関心がないのか」と子どもが思つていて、それば、たいへん残念なことですよね。人と比較してどうこうではなくて、現実をそのものとして評価してもらいたいと、子どもは思つてゐるわけで、そういうことが子どもとの関係——親子関係——では大事だなと思うのです。

四点目は、知恵を寄せ会う関係をどの位つくれるかということです。いま「落ちこぼれ恐怖症候群」といいますか、「よい子に育てなくてはいけない」という恐怖感に取り付かれた症候群」というのが、若いお母さんたちの間にかなり広がつていて、いましてね。例えば〇〇

カ月～一二カ月ぐらいになると立つて歩くようになると、一歳半になると大分いろいろなことを喋るようになるとか、平均的に言われていることがあります。それに振り回されちゃって、わが子は何だかいつまで経つても言葉がはつきりしないみたい、ちょっと遅れてるんではないかしら、というふうに単純に思い込んでしまうような傾向が見られるんです。そういうときに、もちろん専門家の意見を聞くということも大事なんですけれども、何がいちばんよりになるかといいますと、それは、小さい子の場合でいえば、保育園の父母会——親たちのつながりだと思うんですね。そこでいろいろ子どもを育てる経験の交流をして、「ああ、これでいいんだ」とホッとできることが、いちばん力になると私は思います。そういう生活を交流する、あるいは知恵を寄せ合うという関係が、どうしても親同士の間に必要だ。そしてできるならば、その関係をもう一回り、一回りと重ね合わせていくことが——保育園での親たちの集まり、親子劇場での親たちの集まり、生協の集まりなど、子どもを育てるといふことに関係している親同士のつながりを、幾重にも積み重ねていくことが必要だ。これが孤立無援の親は、どうしても「なんとか症候群」というものに取り付かれる恐れがあると思うのです。

この知恵を出し合うということと関わって、子どもの人権問題、権利問題を具体的に問題視するときに、大切なことはお互に足を引っぱるのは止そうということとあります。子どもの人権問題とか権利問題というものは、一般的な問題として起こるのではなくて、「牧場名がどうなった」というふうに具体的ななかたちで起こるのですね。それで例えば私が裁判に持ち込もうとか、抗議に行こうとかすると、「今までしなくて」とか、「あの人やっぱり少しおかしいよね」とかって、大体みんな足を引っぱる方に回るんです。その人の人格がどうだとか、「そういうばあやうに捉えるの子ども少し変なのよね」とかそういうふうに捉えるのではなくて、運動としては問題の代表性——問題が持っている普遍性というところで捉えて、運動としては足をひっぱらないでやっていこうということです。これはもう痛いほど感じています。

さて、五点目ですが、自分自身の生活を改善するということです。ボロボロになつて帰つてくる男、ボロボロになつて帰つてくる女、そういう状態でない状態をつくるようにしなくてはならないわけですよ。このことなしに「子どもの権利を守りましょう」といつてもだめなんで、何といっても親たちが、苛々していられない、ゆったりしている、かつ生き生きしているとい

うことが、子どもにとつては大切なんです。うちの息子が、「ああ、やっぱり、うちの母ちゃんのような女がいいな。とにかく生き生きしてるとんたん」ってこの頃僕に言うんですよ。どこが生き生きしてるかっていうのもせんぜん生き生きしていないんで、家に帰つてくれると、くたびれてそこら辺にひっくり返つて寝ちゃって、子どもに「はやく寝るよー」なんて言われてるんですけども、聞いてみると、「保育の仕事をしてて、そこでキラキラ輝いている」ように、子どもには見えるらしいんですね。

ともかくそうなるためには、子どもの権利を、子どもの要求を自らの要求として、社会運動や労働運動に向けていかなければならないと思うんです。なんで単身赴任などというものを労働者は認めてしまっているのか、週休二日制が普及したら年休をとるのがたいへん困難になったといわれているのですけれども、なんでそうなつてているのでしょうか……。

親と教師の関係の転換 教師と親、あるいは教師がつくっている労働組合と親たち、親も含んでの市民運動との関係にぶれて、この項の締めくくりにしたいと思います。

資料のところに、『母と子』という雑誌に私が書い

た、「日の丸・君が代」問題を軸にしての「父母・住民の直面する課題」という文章を載せておきました。「君が代・日の丸」問題はひとつの問題なのですけれども、今までとはかなり状況が変わってきたと私は思うのです。かつては教育の内容のことは私どもにおまかせください、それは専門家である教員の自主的自律的に決めることです、親御さんの方は教育条件整備についていろいろ協力をしていただきたいという、そういう関係がありました。けれども、だんだん様子が変わってまいりまして、教育の中身についても親や子どもが発言する、そういう動きになってきたと思うんですね。そういう意味では、本来の姿に戻ってきたといえるんで、学校という働きをつくっていくのは教職員だけではないということが、市民の側でも意識されて取り組まれるようになってきました。幸か不幸か「君が代」問題などもその一つなのですね。そのことを『母と子』という雑誌に書いたつもりなのです。

一つの根拠は、アメリカのバーネット事件——アメリカのニュージャージー州で、バーネットという人が国旗に敬礼をしなかったということで懲戒処分になり、裁判で争って、一九四三年に最高裁で勝訴——ではありますけれども、子どもの権利、子どもの思想・良心の自由、もちろん親の側にあるわけですが、それ

を国家によって侵されではならないということです。国旗に敬礼しない自由をアメリカの裁判所は認めただけですが、まして日本の場合「日の丸」は国旗じゃないのですから……。国旗じゃないものを強制するといふことは、これでまた、教育については政治的中立性を守らなくてはいけないと教育基本法に規定がありますけれども、自由民主党政府は勝手に政治的中立性を侵して、「日の丸」を強制してきているわけで、子どもの思想・良心の自由、信教の自由、親のそれに抵触することは明らかなのですね。

恵を寄せ合い力を合わせるわけで、この違うからこそ
というところを大事に、私は考えたいと思うのです。
教育情報を系統的に集めているのは教師の側ですし、
親の方は断片的です。学校の方は教える立場で、親の方
はいわば教えられる立場、という言い過ぎですが、
要はそうです。ですから、違っているから違った道を
歩もうというんではなくて、違っているという点をよ
くわきまえて、違っているからこそ、知恵を出し合う
というところで力を合わせることが大切なんだと思いま
す。親たちというのは学校に協力してくれる人々、
学校が啓蒙すべき対象、お金を出しててくれる人々とい
うふうに、何か学校から親たちに向かって矢印がつけ
られている構造はおかしいわけなので、こういう点を
見極めていかなければいけないと思います。

三点目は、親も教師もお互いにそうなのですが、自
分自身を内から縛っているということです。管理主義
とか、校長の目とか、地域の目とか、職制とかの外か
らの抑圧だけでなく、それ以上に自分で自分を縛って
いるという……。子どももそうですよね。ですから子
どもに、何の下地もなしに規則を見直せなんていうと、
いま在る校則よりももっと厳しい校則ができるかも知
れません。そういう自分自身を縛っているなかで、人
間的尊厳性への鈍感さがつくれてきてきたと思うのです。

精密な管理装置のなかで、自分もいわばその一コマと
して、自分自身を縛ることに慣れることによって、人
権感覚というのがだんだん摩滅しきちゃったんだと
思います。そこを蘇らせることがいま大事なんで、だ
から、変だと思ったら変だと言う。おかしいと思った
らおかしいと言う。必ずついてきてくれる人がいるは
ずです。ぜひそれは申し上げておきたいと思います。

**区別から創 締めくくりの話になりますが、政治の世
造の論理へ 界と労働の世界と文化の世界というふう
に仮に大きく分けますと、政治の世界と**

いうのはいわば権力の争奪戦でありまして、問題を、
政治権力争奪の過程では、数の論理で一時的に決済を
するという、そういう仕組みになっているわけであり
ますよね。労働の世界というのは、いろいろ分極化し
てしまいましたけれども、権力を争奪するとかそうい
うレベルの世界ではありませんで、働いている人々自
身が抱えている、人間的生存をどのように獲得するこ
とができるかという、そういう結合体であり運動です
よね。ですから労働の世界は政治的 세계に直結してい
るのではないし、もちろんその下請けでもないわけで
す。

労働の世界の論理でいいますと、例えば、現在わが

国の政府は「教育有給休暇条約」の批准をしておりません。労働者が自分で自分のために勉強する時間を一年間に一〇〇時間欲しい、その一〇〇時間を有給で保障してほしい、という内容です。批准していませんから、まだそういう制度がない。私に言わせれば、もつとそれを越えて、人間として、労働に従事しているものが最低限これだけは獲得しなくてはならないというのも、例えば、子どもといっしょに遊ぶ時間、子どもといっしょに旅行する、子どもといっしょに映画をつくる、そういう時間を欲しい。そういう時間を一年間に五〇時間、有給で保障せよ、こういう要求が労働の世界のなかで噴出してきても当然だと思うんです。人間的欲求を軸にして動いていくというのが、労働の世界の論理だと思います。

文化の世界というのは、これまた、労働の世界とも政治の世界とも相対的に区別される、ある種の独自性をもつている世界です。教育というのは、もちろん労働の世界や政治の世界にも関係はありますけれども、基本的にいえば文化の世界に属することがらでありまして、文化の世界に属することというのは、既存の価値を越えて新しい価値を創造するということを、いつも課題にしているということあります。われわれが子どもたちに期待していることも、そういうことです

ね。ですから、映画を観る会にせよ、草花を楽しむ会にせよ、PTAの会合にせよ、子ども文庫にせよ、僕はもっとも広い意味で子どもを育てる、子どもが育つ、私たちの新しい文化をつくる協同というものを文化的な形で存在しているといえるのです。生協婦人部の文化的活動もあるでしょう。婦人団体のそれもあるでしょう。保育園の父母会もあるでしょう。それらの文化的活動というのは、教員の研究活動というのももちろんなんなんですかれども、政治の論理、労働の論理とは相対的に区別される自律的領域だと思うんですね。それが新しい価値、新しい文化というものを創造するということが、いわば労働の世界や政治の世界の自己更新性を高めていくということにもなっていく。そういうお互いの相対的・自律的関係を大事にして、できるだけ広い輪の関係をつくりしていく責任が、わたしたちにはあるというふうに思っております。

教育の問題というのは、所詮は生活の問題だと思うのですよ。私たちの労働の問題だったり、地域でつくっている文化の問題なんだと思うのです。

(文責在記者=片岡弘)